

申告相談日程表

【各会場の開館(受付開始)時間】 午前8時(阿仁合地区・前田地区は8時30分／大阿仁地区は9時)

※受付終了時間 午後3時

【申告相談時間】 午前9時～正午 及び 午後1時～終了まで
(阿仁合地区・前田地区は9時30分～／大阿仁地区は10時～)



- ▼午前中の受付は、混み具合によって人数制限をする場合があります。
- ▼各会場の駐車場は積雪状況により、十分な駐車スペースが確保できない場合があります。
- ▼指定対象地区の会場・日時の変更を希望される方は、前日までに電話連絡(☎62-1116)をお願いします。

日	曜	鷹巣地区	申告会場	日	曜	合川・森吉・阿仁地区	申告会場
2/7	水	本郷 根木屋敷 妹尾館 中畑 大畑 横瀨	七日市基幹センター	2/5	月	比立内 新町 比立内下町 幸屋渡	大阿仁出張所 ※10:00～
8	木	葛黒 与助岱 三ノ渡 黒森 松沢 明利又 上舟木 下舟木 吉ヶ沢 深沢 品類 岩脇 吉野		6	火	打当 前山 中村 打当内 戸島内 榎木沢 小倉野尻 長畑 菅生 新中 幸屋 岩野日沢 鳥坂	
9	金	小森 四渡 坊山 湯ノ岱 中屋敷		7	水	荒瀬 荒瀬川 鍵ノ滝 萱草 伏影 根子 笑内	
13	火	脇神 上野 藤株 小摩当 高村岱	沢口林業センター	8	木	下新町 上新町 畑町 畑町東裏	阿仁ふるさと文化センター ※9:30～
14	水	上町 向黒沢 前野		9	金	新町 上岱 大町 横町 真木沢 湯口内	
15	木	下町 大堤 昭和	綴子基幹センター	13	火	小様 小淵 吉田	合川農村環境改善センター (合川公民館)
16	金	小田 田子ヶ沢 松原 糠沢 大畑 二本杉 岩谷		14	水	福田 新田目 明田 八幡岱 美栄 林岱 羽根山	
19	月	前山 今泉		前山森林交流センター	15	木	
20	火	黒沢 深関 相善町 羽立	坊沢公民館	16	金	木戸石 増沢	四季美館 ※9:30～
21	水	大町 上町 街道町 新屋敷町		19	月	羽立 芹沢 大内沢 三里 摩当 李岱	
22	木	太田 摩当		20	火	松ヶ丘 下杉	
23	金	あけぼの町 岩坂 大沢 李岱 田沢		21	水	川井 道城	
26	月	掛泥 太田屋敷後 高野尻 高野尻団地		22	木	上杉 上杉団地 桃栄 金沢 金沢団地 弥栄	
27	火	佐助岱 湯車 緑ヶ丘 蟹沢 南鷹巣		23	金	合川 梅栄 東根田 西根田	
28	水	田中 胡桃館 南田中		26	月	桂瀬 上羽立 下羽立 惣内 桂坂 通り町	
3/1	木	住吉町 花園町		27	火	陣場岱 神成 五味堀 柏木岱 大岱	
2	金	西陣場岱 高森岱 石ノ巻岱 堂ヶ岱 舟場 川口 小ヶ田		28	水	根森田 巻淵 堺田 細越 止 羽根川 新屋布 小又	
5	月	舟見町 新舟見町		3/1	木	下前田 鍛冶町 八幡森 前田駅前 工場地帯 宮ノ下 新ノ又 平里	
6	火	米代町 元町 西屋敷 柳中 下家下 東上綱	2	金	御嶽 本城御嶽 本城上 本城下 本城荒町 本城町屋 長下 滝ノ沢		
7	水	宮前町 旭町 松葉町 掛泥向	4	日	合川・森吉・阿仁地区で平日に申告できない方		
8	木	東横町 大町 幸町 内幸町 東中岱 平成町	5	月	大杉 裏町 学校通 根小屋 日栄 鶴田 長野		
9	金	材木町 伊勢町	6	火	寄延 冷水岱 浦田 大淵 白坂		
11	日	鷹巣地区で平日に申告できない方	7	水	米畑 中新田 大沢 山崎 伊勢ノ森 長野岱 高校通 御狩屋 松栄		
12	月		8	木	向本城 川向 駅前 新丁 本丁		
13	火	鷹巣地区で指定日に申告できなかった方	9	金	七曲 松山町 新町 横町 大町 中道岱		
14	水		12	月			
15	木		13	火	合川・森吉・阿仁地区で指定日に申告できなかった方		
			14	水			
			15	木			

☆日曜日は混み合うことが予想されます。できるだけ指定対象地区の指定日にご相談ください。

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

これまでの国民健康保険は、各市町村が運営主体であり、医療費の給付や運営に必要な保険税を賦課・徴収する方法をとってきました。

一方、国民健康保険制度は日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税収入が少ない」「財政運営が不安定で各市町村のリスクが大きい」という構造的な問題を抱えています。

このような状態を改善し、今後も国民健康保険制度を維持させるため、平成30年度から都道府県も国民健康保険運営を担うことになりました。

◆県と市町村の役割

これまで市町村が行ってきた国保運営事業のうち、県は主に財政運営に関する業務を担います。

県の主な役割	市町村の主な役割
▽財政運営の責任主体 ▽市町村ごとの標準保険税率を算定・公表 ▽保険給付費等交付金の市町村への支払い ▽国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	▽国保事業費納付金を県に納付 ▽資格の管理(被保険者証の発行) ▽保険給付の決定・支給 ▽標準保険税率を参考に保険税率を決定 ▽保険税の賦課・徴収

具体的には、どう変わる？



- Q1 県が国保に加わると、国保税には影響があるの？
- A1 国民健康保険税の算定方法が変わります。平成30年度からは、秋田県が県内の国保加入者の医療費を推計し、その経費を県内市町村から「事業費納付金」として徴収します。県内市町村は「事業費納付金」に必要な費用を保険税として算定し、賦課・徴収します。
この各市町村が秋田県に納める「事業費納付金」は、各市町村の医療費水準や所得水準によって異なります。
- Q2 手続等、これまでと何か変わるの？
- A2 平成30年10月1日の被保険者証一斉更新から、被保険者証に「秋田県」と表記されます。窓口でのお手続方法は、これまでどおりで変更はありません。
- Q3 なにかメリットはあるの？
- A3 県内の他市町村へ転出した際、転出先の市町村でも世帯の継続性が保たれている場合、高額療養費の多数該当による取り扱いを引き継ぐことができます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、制度見直しにご理解、ご協力をお願いします

